

厚生労働省「令和4年10月1日施行の改正職業安定法に関するリーフレット」に一部訂正がありました。

2022/7/22 付け“What's New”でご紹介しました「改正職業安定法」関連のリーフレットについて、厚生労働省より一部訂正があった旨の連絡がありました。訂正点は下記のとおりです。

以後は、こちらのリーフレットをご活用ください。

記

1 [リーフレット「職業安定法改正 改正のポイント」](#)

訂正点：1 ページ目、中段の表「依頼を受けて情報を提供する募集情報等提供事業者」欄の措置が、「求人情報の提供依頼者」と「求職者情報の提供依頼者」とに分割して記述されています。

2 [職業紹介事業者向けのリーフレット「職業紹介事業の運営ルールが変わります」](#)

訂正点：① 1 ページ目、中段の表「いずれかの措置を講ずる必要がある措置」欄が次のとおり訂正されています。

訂正前 ・ 求人情報・求職者情報を定期的に収集・更新し、その頻度を明らかにする。

訂正後 ・ 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。

訂正点：② 4 ページ目を追加（医療・介護・保育の適正認定制度の紹介）。

3 [求人企業向けのリーフレット「労働者の募集ルールが変わります」](#)

訂正点：① 求人者は主体的に「求人情報を正確・最新の内容に保つ義務」があることから、新リーフレットでは「求人情報を正確・最新の内容に保つ義務」で統一して記述されています。旧リーフレットでは、雇用仲介事業者に求められている「正確・最新の内容に保つ措置」という表現が使われていました。

② 4 ページ目を追加（人材サービス認定制度の紹介）。

4 [募集提供等事業者向けのリーフレット「募集情報等提供事業の運営ルールが変わります」](#)

訂正点：① 2 ページ目、下段の表「依頼を受けて情報を提供する事業者」欄の措置が、「求人情報の提供依頼者」と「求職者情報の提供依頼者」とに分割して記述されています。

② 4 ページ目を追加（届け出のオンライン申請の案内）。

5 [求職者向けのリーフレット「雇用仲介サービス利用のチェックポイント」](#)

訂正点：無し

6 [厚生労働省サイト「改正職業安定法リーフレット等」掲載ページ](#)

2022 年 9 月 6 日